

頁	新	旧
P. 17	<p>(がけ附近の建築物) 第8条 (略)</p> <p>〈解説〉</p> <p>1～7 (7) 1 (略)</p> <p>7 (7) 2 流土止の断面は、「<u>盛土等防災マニュアルの解説</u>」(発行：ぎょうせい)等を参考とし、<u>擁壁の断面と同等に設計すること。</u>このとき水抜き穴は、設ける必要はない。</p> <p>(この流土止は、表土1 m程度の比較的小規模な崩壊を想定しがけとの間に崩壊土砂を溜めるという考え方で、外力としては崩壊土砂の衝撃力は考慮せず、そこに溜まった土砂の静的土圧に抵抗し得るものとする。)</p> <p>7 (7) 3 (略)</p>	<p>(がけ附近の建築物) 第8条 (略)</p> <p>〈解説〉</p> <p>1～7 (7) 1 (略)</p> <p>7 (7) 2 流土止の断面は、「<u>宅地造成工事技術指針</u>」(名古屋市住宅都市局)を参考とする。<u>このとき水抜き穴は設ける必要はない。</u></p> <p>(この流土止は、表土1 m程度の比較的小規模な崩壊を想定しがけとの間に崩壊土砂を溜めるという考え方で、外力としては崩壊土砂の衝撃力は考慮せず、そこに溜まった土砂の静的土圧に抵抗し得るものとする。)</p> <p>7 (7) 3 (略)</p>
P. 34	<p>(適用除外等) 第19条 興行場等の用途に供する令第128条の7に規定する区画部分のうち、同項の規定により当該区画部分が区画避難安全性能を有するものであることについて、区画避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第13条から第16条までの規定は、適用しない。</p> <p>〈解説〉 (略)</p>	<p>(適用除外等) 第19条 興行場等の用途に供する令第128条の6に規定する区画部分のうち、同項の規定により当該区画部分が区画避難安全性能を有するものであることについて、区画避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第13条から第16条までの規定は、適用しない。</p> <p>〈解説〉 (略)</p>
P. 50	<p>(構えの出入口の位置) 第28条 (略)</p> <p>〈解説〉</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>第40条の2第1項において、「知事が避難上支障が無いと認める場合」に該当するものとして認定を取得した場合は、本条の規定は適用しない。</u></p>	<p>(構えの出入口の位置) 第28条 (略)</p> <p>〈解説〉</p> <p>1～3 (略)</p>
P. 53	<p>(地下道の幅) 第31条 <u>地下道の幅は、両側が構えと接する地下道にあつては6メートル以上、その他のものにあつては5メートル以上としなければならない。</u></p> <p>〈解説〉</p> <p>1 地下道は、末端に至るまで同一の幅を維持しなければならないので、一本の地下道に両側に構えのある部分と片側のみに構えのある部分とがある場合でも、末端までの全部について6 m以上の幅を維持しなければならない。</p> <p>2 地下道の幅は有効幅員で計算する。</p> <p>3 <u>第40条の2第1項において、「知事が避難上支障が無いと認める場合」に該当するものとして認定を取得した場合は、本条の規定は適用しない。</u></p>	<p>(地下道の幅) 第31条 <u>両側が構えと接する地下道の幅は、6 m以上としなければならない。ただし、知事が構造上やむを得ない理由があり、かつ、避難上支障がないと認める場合は、5 m以上とすることができる。</u></p> <p>〈解説〉</p> <p>1 <u>この条は、両側に構えがある地下道のみ適用される特例であり、片側のみに構えがある場合は、令第128条の3第1項の規定により5 m以上でよいことになる。</u></p> <p>2 地下道は、末端に至るまで同一の幅を維持しなければならないので、一本の地下道に両側に構えのある部分と片側のみに構えのある部分とがある場合でも、末端までの全部について6 m以上の幅を維持しなければならない。</p> <p>3 地下道の幅は有効幅員で計算する。</p> <p>4 知事による認定基準として、「<u>構造上やむを得ない理由</u>」とは、次のいずれかとする。</p> <p>(1) <u>増築の場合の既設部分であつて、それを補修することがきわめて困難なもの。</u></p> <p>(2) <u>新築の場合は、道路内の他の構造物等の存在によりそれを移設することがきわめて困難なもの。</u></p> <p>5 知事による認定基準として、「<u>避難上支障がない</u>」とは、原則として令第129条の2第</p>

頁	新	旧
		<p><u>1項の規定による全館避難安全検証法等を準用することにより、在街者の避難の安全性を確認できるものをいう。</u></p>
P. 54	<p>(地下道の天井までの高さ) 第32条 地下道の天井までの高さは、<u>3メートル以上としなければならない。</u></p> <p>〈解説〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>この条は、政令と同等の規定である。</u></li> <li><u>第40条の2第1項において、「知事が避難上支障が無いと認める場合」に該当するものとして認定を取得した場合は、本条の規定は適用しない。</u></li> </ol>	<p>(地下道の天井までの高さ) 第32条 地下道の天井までの高さは、<u>知事が構造上やむを得ない理由があり、かつ、避難上支障がないと認める場合は、令第128条の3第1項第2号の規定にかかわらず、2.3m以上とすることができる。</u></p> <p>〈解説〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>この条は、政令において3m以上と定めているものの緩和措置である。</u></li> <li><u>この規定が適用されるのは、既設の排水パイプその他により構造上どうしても3m以上の天井高がとれない場合に限るのであり、一般的には3m以上が原則であることはいうまでもない。</u></li> <li><u>知事による認定基準は、前条に同じ。</u></li> </ol>
P. 55	<p>(地下道の勾配) 第33条 地下道（階段部分を除く。次条において同じ。）に勾配を付ける場合は、その勾配は、<u>次に定めるところによらなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>15分の1以下とすること。</u></li> <li><u>粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u></li> </ol> <p>〈解説〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>この条は、令第128条の3第1項に1/8以下とされているが、避難上及び通行上の観点から強い規制がされた。</u></li> <li><u>第一号の規定については、第40条の2第1項において、「知事が避難上支障が無いと認める場合」に該当するものとして認定を取得した場合は、本条の規定は適用しない。</u></li> </ol>	<p>(地下道の勾配) 第33条 地下道（階段部分を除く。次条において同じ。）に勾(こう)配をつける場合は、その勾(こう)配を15分の1以下とし、かつ、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げなければならない。</p> <p>〈解説〉</p> <p>この条は、令第128条の3第1項に1/8以下とされているが、避難上及び通行上の観点から強い規制がされた。</p>
P. 56	<p>(地下道の段) 第34条 <u>地下道に段を設けてはならない。</u></p> <p>〈解説〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>階段部分のように段があることが明白な箇所は、避難の際にも比較的危険は少ないが、平坦な部分に設けられた段については、転倒その他の事故を招きやすく非常に危険である。政令はこれを考慮して段を設けないことを定めており、これと同等の規定である。</u></li> <li><u>第40条の2第1項において、「知事が避難上支障が無いと認める場合」に該当するものとして認定を取得した場合は、本条の規定は適用しない。</u></li> </ol>	<p>(地下道の段) 第34条 <u>知事が構造上やむを得ない理由があり、かつ、避難上支障がないと認める場合は、令第128条の3第1項第2号の規定にかかわらず、地下道に段を設けることができる。</u></p> <p>〈解説〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>階段部分のように段があることが明白な箇所は、避難の際にも比較的危険は少ないが、平坦な部分に設けられた段については、転倒その他の事故を招きやすく非常に危険である。政令はこれを考慮して段を設けないことを定めている。</u></li> <li><u>したがって、この条による緩和規定が適用されるのは、構造上真にやむを得ない場合に限られ、できるだけスロープにすることが望ましい。またやむなく段を設けた場合においても、照明その他の表示により段のあることを明示するような配慮が必要である。</u></li> <li><u>知事による認定基準は、第31条に同じ。</u></li> </ol>
P. 57	<p>(直通階段への歩行距離) 第35条 <u>長さが六十メートルを超える地下道にあつては、避難上安全な地上に通ずる直通階段で令第23条第1項の表の(二)に適合するものを設けなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>前項の場合において、各構えの接する部分から同項の直通階段の一に至る歩行距離は、30m以下となるようにしなければならない。</u></li> </ol> <p>〈解説〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>この条は、政令と同等の規定である。</u></li> <li><u>歩行距離は、構えの出入口から、直通階段のある階段室までの距離とし、階段室が無</u></li> </ol>	<p>(直通階段への歩行距離) 第35条 <u>構えが地下道に接する部分から地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離は、知事が構造上やむを得ない理由があり、かつ、避難上支障がないと認める場合は、令第128条の3第1項第4号の規定にかかわらず、50m以下とすることができる。</u></p> <p>〈解説〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>この規定もあくまで例外的な緩和措置で、これが適用されるのは、100m道路の地下を地下街が横断する場合や駅前広場に設けるような場合で地上に出口が設けられないようなときに限る。</u></li> </ol>

頁	新	旧
	<p>いは、<u>直通階段の最下段までの距離とする。</u></p> <p>3 <u>第40条の2第1項において、「知事が避難上支障が無いと認める場合」に該当するものとして認定を取得した場合は、本条の規定は適用しない。</u></p>	<p>2 歩行距離は、構えの出入口から<u>直通階段の最下段までの距離とする。</u></p> <p>3 <u>知事による認定基準は、第31条に同じ。</u></p>
P. 63	<p><u>第3節 雑則</u> (適用除外)</p> <p><u>第40条の2 地下街の構造及び設備の状況により知事が避難上支障がないと認める場合は、第28条、第31条、第32条、第33条第1号、第34条及び第35条第2項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>2 令第128条の3第6項の規定に基づく条例を制定している市町村の区域については、当該市町村の条例に規定する事項と同一の事項に係る前2節の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>〈解説〉</u></p> <p>1 本条は、本章の規定に関する適用除外規定である。</p> <p>2 第1項において、知事による認定基準として「避難上支障がない」とは、次の各号のいずれかに掲げるものにより在街者の避難の安全性を確認できるものをいう。</p> <p>一 <u>令第129条の2第1項の規定による全館避難安全検証法の準用により検証したもの</u></p> <p>二 <u>令第129条の2第1項の規定による全館避難安全性能を有するものであることについての大臣認定に係る評価の方法を準用し、法第77条の56第2項に規定する指定性能評価機関による防災性能評定を取得したもの</u></p> <p>3 <u>第2項について、令第128条の3第6項の規定により、市町村においても、地下街に関する条例を制定することができる。当該規定では、「これらの規定と異なる定めをすることができる」としており、市町村において、独自の規制を行うことが可能である。このことについて、各地域の地下街の実情を把握している市町村において、県条例の規定と同一の事項を条例に制定した場合には、当該市町村の定める条例によることとし、県条例における当該規定は適用しない。</u></p> <p><u>なお、名古屋市においては、「名古屋市地下街建築基準条例」において、本条例と異なる規定を定めているため、同条例を参照すること。</u></p>	
P. 65	<p><u>第7章 雑則</u> (市町村条例との関係)</p> <p>第42条 市町村が法及び令に基づく条例によつて、この条例（<u>第5章第1節及び第2節を除く。</u>）の規定による制限を<u>超える</u>制限を付加する場合は、その<u>超える部分</u>については、当該条例の定めるところによる。</p> <p><u>〈解説〉</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>第5章（地下街）第1節及び第2節については、市町村の条例において、強化に限らず、異なる定めをすることができる。</u></p> <p>3 <u>なお、消防法その他により市町村がこの条例と異なる定めをした場合は、そのいずれにも適合しなければならないため結局はいずれか制限の強い方に従わなければならないことにもなる。</u></p>	<p><u>第7章 雑則</u> (市町村条例との関係)</p> <p>第42条 市町村が法及び令に基づく条例によつて、この条例の規定による制限を<u>こえる</u>制限を<u>附加</u>する場合は、その<u>こえる部分</u>については、当該条例の定めるところによる。</p> <p><u>〈解説〉(略)</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>なお、消防法その他により市町村がこの条例と異なる定めをした場合は、そのいずれにも適合しなければならないため結局はいずれか制限の強い方に従わなければならないことにもなる。</u></p>